

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改正案	現行
一〇三十七（略） 三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬の量が次のいずれかに該当するものであること （1）点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であり、かつ、ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。 （2）点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラムを超え〇・二五二グラム以下であり、かつ、ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・九〇グラム以下であること。 （3）火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二五二グラム以下であること。 〔削る〕 ロ 電気点火により、ピストン（最大変位が一〇〇ミリメートル以	一〇三十七（略） 三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であつて、次の要件を満たすもの イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であること。 ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。 ハ 電気点火により、ピストン（最大変位が一〇〇ミリメートル以

下のものに限る。）を押し出す構造であること。 ハ 本体は、鉄製又はこれと同等以上の強度を有する金属製であること。 ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ヘ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。 ト 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。 三十九～四十一（略） 四十二 自動車に備える年少者用補助乗車装置に用いるエアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であること。 ロ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。 ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。	下のものに限る。）を押し出す構造であること。 ニ 本体は、鉄製又はこれと同等以上の強度を有する金属製であること。 ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ヘ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。 ト 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。 チ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。 三十九～四十一（略） （新設）
--	--

※本告示案は検討中の案であり、今後変更される可能性がある。